

「盛土規制法に基づく許可制度の手引」新旧対照表

頁	改正案	現行	説明																
p. 5	<p>カ 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為</p> <p>〔事例〕 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為</p>	<p>カ 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為</p> <p>〔事例〕 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為</p>	重複のため削除																
p. 5	<p>ク 道路からのアプローチとして、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められる次の表に掲げる数値以下のスロープ（階段を含む。）を新設（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを除き原則1箇所までとする。）、変更又は撤去する行為</p> <table border="1" data-bbox="296 525 1276 735"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>スロープの幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建て住宅の敷地</td> <td>4m以下</td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地</td> <td>6m以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の土地</td> <td>8m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔事例〕 道路からのアプローチとして、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を新設（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを除き原則1箇所までとする。）、変更又は撤去する行為</p>	種 別	スロープの幅	戸建て住宅の敷地	4m以下	戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地	6m以下	上記以外の土地	8m以下	<p>ク 道路からのアプローチとして、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められる次の表に掲げる数値以下のスロープ（階段を含む。）を新設（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを除き原則1箇所までとする。）、変更又は撤去する行為</p> <table border="1" data-bbox="1513 525 2493 735"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>スロープの幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建て住宅の敷地</td> <td>4m以下</td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地</td> <td>6m以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の土地</td> <td>8m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔事例〕 道路からのアプローチとして、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を新設（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを除き原則1箇所までとする。）、変更又は撤去する行為</p>	種 別	スロープの幅	戸建て住宅の敷地	4m以下	戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地	6m以下	上記以外の土地	8m以下	重複のため削除
種 別	スロープの幅																		
戸建て住宅の敷地	4m以下																		
戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地	6m以下																		
上記以外の土地	8m以下																		
種 別	スロープの幅																		
戸建て住宅の敷地	4m以下																		
戸建て住宅以外の建築物で延べ面積が3,000㎡以内の敷地	6m以下																		
上記以外の土地	8m以下																		
p. 6	<p>ケ 建築物の出入口に、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を設置、変更又は撤去する行為（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを含む。）</p> <p>〔事例〕 建築物の出入口に、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を設置、変更又は撤去する行為（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを含む。）</p>	<p>ケ 建築物の出入口に、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を設置、変更又は撤去する行為（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを含む。）</p> <p>〔事例〕 建築物の出入口に、必要最小限の規模及び形状を有するもので局部的と認められるスロープ（階段を含む。）を設置、変更又は撤去する行為（法令等により必要となるバリアフリー対応のために設けるものを含む。）</p>	重複のため削除																
p. 7	<p>コ 京都市風致地区条例第5条第1号ウ（ウ）の規定に基づき、建築物を風致地区の種別に応じ同条例の別表の建築物の後退距離欄に掲げる距離まで後退させるための行為のうち、出入口先の道路に面して建築物であるガレージボックスを設置する行為</p> <p>〔事例〕 京都市風致地区条例第5条第1号ウ（ウ）の規定に基づき、建築物を風致地区の種別に応じ、同条例の別表の建築物の後退距離欄に掲げる距離まで後退させるための行為のうち、出入口先の道路に面して建築物であるガレージボックスを設置する行為</p>	<p>コ 京都市風致地区条例第5条第1号ウ（ウ）の規定に基づき、建築物を風致地区の種別に応じ同条例の別表の建築物の後退距離欄に掲げる距離まで後退させるための行為のうち、出入口先の道路に面して建築物であるガレージボックスを設置する行為</p> <p>〔事例〕 京都市風致地区条例第5条第1号ウ（ウ）の規定に基づき、建築物を風致地区の種別に応じ、同条例の別表の建築物の後退距離欄に掲げる距離まで後退させるための行為のうち、出入口先の道路に面して建築物であるガレージボックスを設置する行為</p>	重複のため削除																

p. 7	<p>サ 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為</p> <p><u>建築基準法第42条第2項若しくは同条第3項による指定を受けた道路又は同条第1項第5号による位置の指定を受けた道（京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条が適用される拡幅予定型位置指定道路に限る。）に接している敷地で、規定の後退線まで敷地を後退させる行為及び同法第43条第2項に規定する認定又は許可を受けるために敷地を後退させる行為</u></p> <p>〔事例〕 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為</p>	<p>サ 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為</p> <p>〔事例〕 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拡幅予定型位置指定道路の取扱いについて明記 ・重複のため削除
p. 8	<p>シ 道路の交差部にすみ切りを設ける行為（京都市建築基準条例第3条の規定に基づく空地整備を含む。）</p> <p>〔事例〕 道路の交差部にすみ切りを設ける行為又は京都市建築基準条例第3条の規定により敷地の一部を空地とする行為</p>	<p>シ 道路の交差部にすみ切りを設ける行為（京都市建築基準条例第3条の規定に基づく空地整備を含む。）</p> <p>〔事例〕 道路の交差部にすみ切りを設ける行為又は京都市建築基準条例第3条の規定により敷地の一部を空地とする行為</p>	<p>重複のため削除</p>
p. 8	<p>ス 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為</p> <p>〔事例〕 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為</p>	<p>ス 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為</p> <p>〔事例〕 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為</p>	<p>重複のため削除</p>
p. 9	<p>セ 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し</p> <p>〔事例〕 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し</p>	<p>セ 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し</p> <p>〔事例〕 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し</p>	<p>重複のため削除</p>

p. 13	<p>(1) 技術的基準 規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、各技術的基準に従い、擁壁、排水施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。 詳細は、第 34 章 4 技術的基準を参照のこと。</p> <p>(2) 工事主の資力・信用 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。 詳細は、第 3 章 21 資力及び信用の基準を参照のこと。</p> <p>(3) 工事施行者の能力 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることが必要である。 詳細は、第 3 章 32 工事施行者の能力の基準を参照のこと。</p> <p>(4) 権利者の同意 当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、権利を有する者の全ての同意を得なければならない。 詳細は、第 3 章 43 関係権利者の同意の基準を参照のこと。</p>	<p>(1) 技術的基準 規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、各技術的基準に従い、擁壁、排水施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。 詳細は、第 3 章 1 技術的基準を参照のこと。</p> <p>(2) 工事主の資力・信用 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。 詳細は、第 3 章 2 資力及び信用の基準を参照のこと。</p> <p>(3) 工事施行者の能力 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることが必要である。 詳細は、第 3 章 3 工事施行者の能力の基準を参照のこと。</p> <p>(4) 権利者の同意 当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、権利を有する者の全ての同意を得なければならない。 詳細は、第 3 章 4 関係権利者の同意の基準を参照のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成変更によるズレ修正 ・文言修正
p. 14	<p>7 許可に係る住民への周知（法第 11・29 条） 規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、施行区域内の土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。 詳細は、第 2 章 2 許可申請前手続を参照のこと。</p>	<p>7 許可に係る住民への周知（法第 11・29 条） 規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、施行区域内の土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。 詳しくは、第 2 章 2 許可申請前手続を参照のこと。</p>	<p>文言修正</p>
p. 19	<p>(2) 地下車庫の審査 ア 工事と合わせて地下車庫を築造する場合は、事前審査時に、書類・図面の作成要領（別表 7）に掲げる図書を添付して提出すること。 イ 提出部数：2 部 ウ 審査申出についての注意事項 (7) 添付図面等は、A4 判の大きさに製本すること。 なお、添付図面は、Z 折で綴じるか、目録を付した図面袋に入れること。 (4) 設計図書には、設計者の氏名を記載すること。</p>	<p>(2) 地下車庫の審査 ア 工事と合わせて地下車庫を築造する場合は、事前審査時に、書類・図面の作成要領（別表 7）に掲げる図書を添付して提出すること。 イ 提出部数：2 部 ウ 審査申出についての注意事項 (7) 添付図面等は、A4 判の大きさに製本すること。 なお、添付図面は、目録を付した図面袋に入れること。 (4) 設計図書には、設計者の氏名を記載すること。</p>	<p>図面の提出形式の追加</p>
p. 20	<p>(イ) 申請書、添付図面等は、各部ごとに厚紙の表紙を付け、目次を記載及びインデックスを付し、A4 判の大きさに製本すること。 なお、添付図面は、Z 折で綴じるか、目録を付した図面袋に入れること。</p>	<p>(イ) 申請書、添付図面等は、各部ごとに厚紙の表紙を付け、目次を記載し、A4 判の大きさに製本すること。 なお、添付図面は、目録を付した図面袋に入れること。</p>	<p>書類及び図面の提出形式の追加</p>

p. 22	<p>(3) 軽微な変更の届出（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項、規則第 38 条） 規則第 38 条に定める軽微な変更とは、以下の場合で、軽微な変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・ 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更 <p><u>工事主等の法人の名称変更とは、工事主等の主体の変更が無い場合であり、工事主等の主体が変更される場合は、法第 16 条・第 34 条に基づく変更許可申請が必要となる。</u></p>	<p>(3) 軽微な変更の届出（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項、規則第 38 条） 規則第 38 条に定める軽微な変更とは、以下の場合で、軽微な変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・ 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更 	具体的な記載を追記
p. 24	<p>(2) 中間検査（法第 18・37 条、令第 23・24・32 条、規則第 45・46 条、第 75～77 条まで） ア 中間検査対象工事 定期報告の必要がある規模の工事で<u>特定工程を含む場合</u>、特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から 4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」（規則様式第 13）<u>をもってに位置図、土地の平面図及び中間検査を受ける構造物の構造図を添付し</u>、中間検査の申請をし、検査を受けなければならない。ただし、特定工程とは、盛土又は切土をする場合において、地表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずる恐れがあるとき（溪流等を埋め立てる場合は必須）に、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程をいう。</p>	<p>(2) 中間検査（法第 18・37 条、令第 23・24・32 条、規則第 45・46 条、第 75～77 条まで） ア 中間検査対象工事 定期報告の必要がある規模の工事で<u>特定工程を含む場合</u>、特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から 4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」（規則様式第 13）をもって中間検査の申請をし、検査を受けなければならない。ただし、特定工程とは、盛土又は切土をする場合において、地表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずる恐れがあるとき（溪流等を埋め立てる場合は必須）に、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程をいう。</p>	申請書に添付する書類を追加
p. 25	<p>(3) 完了検査（法第 17 条、第 36 条、規則第 39～43 条、第 69～74 条） ア 宅地造成、特定盛土等 許可を受けた工事が完了したときは、4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（規則様式第 9）に完成図（位置図及び宅地の平面図（造成計画平面図））、工事写真（写真帳は A4 判）及び品質管理資料を添付し<u>提出し、完了検査の申請をし</u>、検査を受けなければならない。検査の結果、その工事が技術基準に適合していれば、市長は検査済証を交付する。 提出部数：<u>21 部（添付書類は 1 部）</u> なお、開発許可に係る工事の検査済証は、盛土規制法の検査済証とみなされる。 イ 土石の堆積 許可を受けた全ての土石の除去が完了したときは、4 日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（規則様式第 11）に工事写真を添付し提出し、確認を受けなければならない。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められれば、市長は確認済証を交付する。 提出部数：<u>21 部（添付書類は 1 部）</u></p>	<p>(3) 完了検査（法第 17 条、第 36 条、規則第 39～43 条、第 69～74 条） ア 宅地造成、特定盛土等 許可を受けた工事が完了したときは、4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（規則様式第 9）に完成図（位置図及び宅地の平面図（造成計画平面図））、工事写真（写真帳は A4 判）及び品質管理資料を添付し提出し、検査を受けなければならない。検査の結果、その工事が技術基準に適合していれば、市長は検査済証を交付する。 提出部数：2 部（添付書類は 1 部） なお、開発許可に係る工事の検査済証は、盛土規制法の検査済証とみなされる。 イ 土石の堆積 許可を受けた全ての土石の除去が完了したときは、4 日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（規則様式第 11）に工事写真を添付し提出し、確認を受けなければならない。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められれば、市長は確認済証を交付する。 提出部数：2 部（添付書類は 1 部）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言修正 ・ 提出部数の変更

p. 26	<p>(2) 申請等手数料（京都市都市計画関係手数料条例第3条）</p> <p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請その他の申請等を行う際には、次表の手数料表の金額を納入してください。都市計画局都市景観部開発指導課にて納入通知書をお渡ししますので、京都市役所分庁舎1階の銀行にてお支払いいただき（午後4時まで受付）、納入通知書の領収書部分を同課にお見せください。</p>	<p>(2) 申請手数料（京都市都市計画関係手数料条例第3条）</p> <p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請その他の申請を行う際には、次表の手数料表の金額を納入してください。都市計画局都市景観部開発指導課にて納入通知書をお渡ししますので、京都市役所分庁舎1階の銀行にてお支払いいただき（午後4時まで受付）、納入通知書の領収書部分を同課にお見せください。</p>	文言修正
p. 28 ～33	<p>第3章 許可の基準 <u>（技術的基準以外のもの）</u></p> <p>1 技術的基準等（法第13・31条、令第6～20条）</p> <p>規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行しようとするときは、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。技術的基準については、次の(1)から(4)によるほか、「京都市開発技術基準」及び「審査基準3」の「盛土等防災マニュアル」を参照のこと。</p> <p>(1) 土地の形質の変更に係る技術的基準</p> <p>～</p> <p>(4) 土石の堆積に係る技術的基準</p>	<p>第3章 許可の基準</p> <p>1 技術的基準等（法第13・31条、令第6～20条）</p> <p>規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行しようとするときは、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。技術的基準については、次の(1)から(4)によるほか、「京都市開発技術基準」及び「審査基準3」の「盛土等防災マニュアル」を参照のこと。</p> <p>(1) 土地の形質の変更に係る技術的基準</p> <p>～</p> <p>(4) 土石の堆積に係る技術的基準</p>	<p>・構成変更によるズレ修正</p> <p>・技術的基準は、第4章に独立</p>

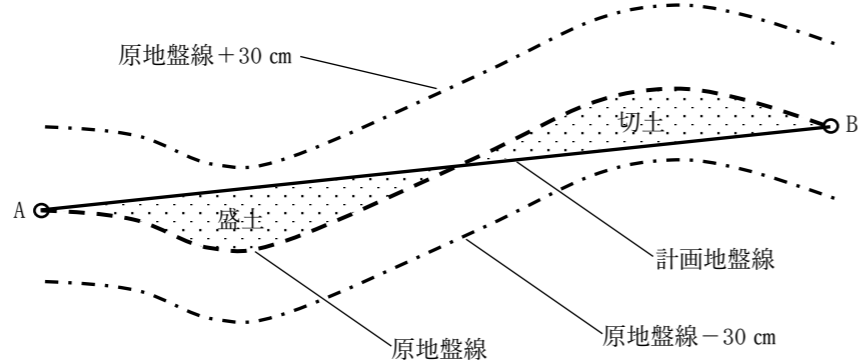
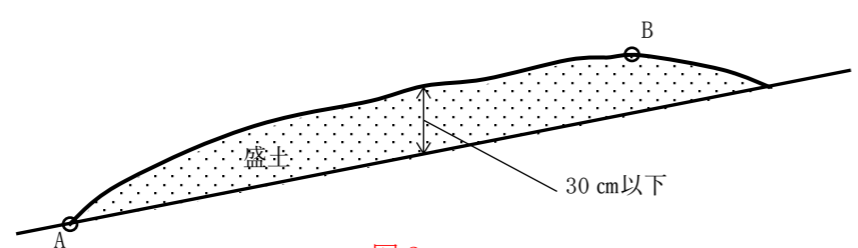
<p>p. 33</p>	<p>21 工事主の資力及び信用の基準</p> <p>許可を受けるには、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。これは、事業計画どおりに当該事業を完遂するための資力的能力があるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。</p> <p>審査基準 93-1 工事主の資力及び信用の判断基準</p> <p>工事主の資力及び信用の判断は、次の全ての要件を満たすことをもって、適合しているものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事主が、申請に係る工事の資金計画を明確に立てていること。 (2) 工事主が、申請前3年間において、所得税又は法人税を滞納していないこと。 (3) 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。） ・ 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (4) 工事主が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと及び工事主並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。 <p>審査基準 93-2 工事主の資力及び信用の有無の判断のための図書の基準</p> <p>工事主の資力及び信用の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び役員の氏名及び住所を証する書類 ・ 個人の場合は、氏名及び住所を証する書類 ・ 資金計画書（預金残高証明書、融資証明書、工事費算定資料又は処分計画資料の中から該当書類を添付すること。） ・ 工事主の資力及び信用に関する申告書（納税証明書及び工事主が宅地建物取引業者である場合は、宅地建物取引業法による免許証の写しを添付すること。） ・ 誓約書（審査基準 93-1(3)に該当しない旨） ・ 誓約書（審査基準 93-1(4)に該当しない旨） ・ その他市長が必要と認める図書 	<p>2 工事主の資力及び信用の基準</p> <p>許可を受けるには、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。これは、事業計画どおりに当該事業を完遂するための資力的能力があるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。</p> <p>審査基準 9-1 工事主の資力及び信用の判断基準</p> <p>工事主の資力及び信用の判断は、次の全ての要件を満たすことをもって、適合しているものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事主が、申請に係る工事の資金計画を明確に立てていること。 (2) 工事主が、申請前3年間において、所得税又は法人税を滞納していないこと。 (3) 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。） ・ 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (4) 工事主が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと及び工事主並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。 <p>審査基準 9-2 工事主の資力及び信用の有無の判断のための図書の基準</p> <p>工事主の資力及び信用の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び役員の氏名及び住所を証する書類 ・ 個人の場合は、氏名及び住所を証する書類 ・ 資金計画書（預金残高証明書、融資証明書、工事費算定資料又は処分計画資料の中から該当書類を添付すること。） ・ 工事主の資力及び信用に関する申告書（納税証明書及び工事主が宅地建物取引業者である場合は、宅地建物取引業法による免許証の写しを添付すること。） ・ 誓約書（審査基準 9-1(3)に該当しない旨） ・ 誓約書（審査基準 9-1(4)に該当しない旨） ・ その他市長が必要と認める図書 	<p>構成変更によるズレ修正</p>
--------------	---	---	--------------------

<p>p. 34</p>	<p>32 工事施行者の能力の基準</p> <p>許可を受けるには、工事施行者に工事を行うために必要な能力があることが必要である。これは、過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行していくことができるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。</p> <p>審査基準 404-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行者能力の判断基準</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行者能力の判断は、原則、次の2つの要件を満たすことをもって、適合しているものとする。</p> <p>(1) 建設業（原則、「土木工事業」とする。）の許可を受けていること。 (2) 申請に係る工事と同等の規模若しくは同等の規模以上^{*1}の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績^{*2}を有すること。</p> <p>※1 申請に係る工事と同等の規模若しくは同等の規模以上とは、実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事^{*3}における盛土及び切土をした土地の面積等が、申請に係る盛土及び切土をする土地の面積等と同程度若しくは同程度以上であることをいう。 ※2 工事の実績には、工事の元請人としての実績だけでなく、工事の下請人としての実績も含む。 ※3 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事は、原則として、法（旧宅地造成等規制法を含みます。）の許可又は都市計画法の開発許可を受けたものとする。</p> <p>審査基準 404-2 土石の堆積に関する工事に係る工事施行者能力の判断基準</p> <p>土石の堆積に関する工事に係る工事施行者能力の判断は、原則、建設業（原則、「土木工事業」とする。）の許可を受けていることをもって、適合しているものとする。ただし、工作物を設置しない場合は、この限りではない。</p> <p>審査基準 404-3 工事施行者の能力の有無の判断のための図書の基準</p> <p>工事施行者の能力の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行者の能力に関する申告書 ・ 建設業法による許可通知書（原則、「土木工事業」とする。）の写し ・ 法人の場合は登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。） ・ その他市長が必要と認める図書 	<p>3 工事施行者の能力の基準</p> <p>許可を受けるには、工事施行者に工事を行うために必要な能力があることが必要である。これは、過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行していくことができるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。</p> <p>審査基準 10-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行者能力の判断基準</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行者能力の判断は、原則、次の2つの要件を満たすことをもって、適合しているものとする。</p> <p>(1) 建設業（原則、「土木工事業」とする。）の許可を受けていること。 (2) 申請に係る工事と同等の規模若しくは同等の規模以上^{*1}の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績^{*2}を有すること。</p> <p>※1 申請に係る工事と同等の規模若しくは同等の規模以上とは、実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事^{*3}における盛土及び切土をした土地の面積等が、申請に係る盛土及び切土をする土地の面積等と同程度若しくは同程度以上であることをいう。 ※2 工事の実績には、工事の元請人としての実績だけでなく、工事の下請人としての実績も含む。 ※3 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事は、原則として、法（旧宅地造成等規制法を含みます。）の許可又は都市計画法の開発許可を受けたものとする。</p> <p>審査基準 10-2 土石の堆積に関する工事に係る工事施行者能力の判断基準</p> <p>土石の堆積に関する工事に係る工事施行者能力の判断は、原則、建設業（原則、「土木工事業」とする。）の許可を受けていることをもって、適合しているものとする。ただし、工作物を設置しない場合は、この限りではない。</p> <p>審査基準 10-3 工事施行者の能力の有無の判断のための図書の基準</p> <p>工事施行者の能力の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行者の能力に関する申告書 ・ 建設業法による許可通知書（原則、「土木工事業」とする。）の写し ・ 法人の場合は登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。） ・ その他市長が必要と認める図書 	<p>構成変更によるズレ修正</p>
--------------	--	--	--------------------

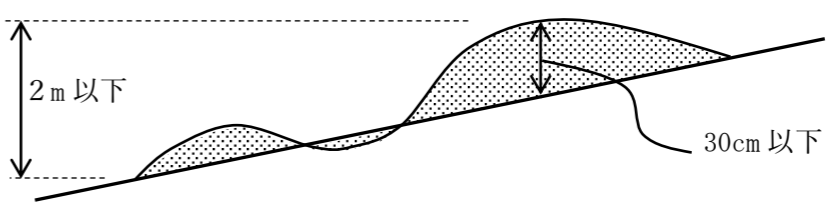
p. 35	<p>43 関係権利者の同意の基準</p> <p>土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための以下の事業の施行に伴うものを除き、許可を受けるには、工事をする土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要である。また、権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業 ・ 土地収用法の規定による告示に係る事業 ・ 都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業 ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業 ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業 ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち使用権設定土地において行うもの <p>当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付すること。ただし、許可の際には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことを証する書類等の写しを提出すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>審査基準 445 必要な権利者の同意を取得していることを確認するための図書の基準</p> </div> <p>必要な権利者の同意を取得していることを確認するための図書は、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公図の写し（必要な場合は、合成公図） ・ 該当する権利者を記載した一覧表（工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調書） ・ 土地の登記事項証明書 ・ 各権利者の同意書（印鑑証明書添付） 	<p>4 関係権利者の同意の基準</p> <p>土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための以下の事業の施行に伴うものを除き、許可を受けるには、工事をする土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要である。また、権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業 ・ 土地収用法の規定による告示に係る事業 ・ 都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業 ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業 ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業 ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち使用権設定土地において行うもの <p>当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付すること。ただし、許可の際には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことを証する書類等の写しを提出すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>審査基準 11 必要な権利者の同意を取得していることを確認するための図書の基準</p> </div> <p>必要な権利者の同意を取得していることを確認するための図書は、次の図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公図の写し（必要な場合は、合成公図） ・ 該当する権利者を記載した一覧表（工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調書） ・ 土地の登記事項証明書 ・ 各権利者の同意書（印鑑証明書添付） 	構成変更によるズレ修正
-	<p>第4章 技術的基準</p>		技術的基準として、第4章を新設

p. 37	盛土規制法の許可等を要しない工事一覧 別表 2		盛土規制法の許可等を要しない工事一覧 別表 2		公共施設用地として 里道、水路を追記
	区分	具体的な内容	区分	具体的な内容	
	公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、令第 2 条、規則第 1 条各項)	<ul style="list-style-type: none"> 道路（林道（主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であつて、林道規程及び林道技術基準に基づくもの。林業専用道を含む。）を含む）、公園、河川、<u>里道、水路</u> 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 	公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、令第 2 条、規則第 1 条各項)	<ul style="list-style-type: none"> 道路（林道（主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であつて、林道規程及び林道技術基準に基づくもの。林業専用道を含む。）を含む）、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 	

盛土規制法の許可等を要しない工事一覧

区分	具体的な内容
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下^{※6}であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の最大標高差の値が30センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの^{※67}  <p style="text-align: center;">図 1</p>  <p style="text-align: center;">図 2</p> <p><u>※6</u> 2メートル以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差をいい、図1及び図2において、点Aと点Bの標高の差となる。</p> <p><u>※67</u> 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30センチメートルを一部でも超える場合、許可対象行為となる。</p>

盛土規制法の許可等を要しない工事一覧

区分	具体的な内容
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の最大標高差の値が30センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの^{※6}  <p>^{※6} 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30センチメートルを一部でも超える場合、許可対象行為となる。</p>

- ・説明図を改正
- ・高さの説明を追記

盛土規制法と他の法令との関係一覧

法令等	手続等の概要	担当課等
森林法	<p>森林法に基づく地域森林計画の対象となっている 民有林において、1ヘクタール※を超える規模の造成 行為等の形質変更を行う場合は、京都府の許可が必 要。 また、1ヘクタール※以下でも届出が必要な場合が ある。 なお、施行区域に保安林を含めることは、解除を 受けることができる場合を除き、できない。 ※ 太陽光発電設備の設置を目的とする造成行為 等にあつては、0.5ヘクタール</p>	<p>許可：京都府京都林務 事務所 届出：産業観光局農林 振興室林業振興 課</p>

盛土規制法と他の法令との関係一覧

法令等	手続等の概要	担当課等
森林法	<p>森林法に基づく地域森林計画の対象となっている 民有林において、1ヘクタール※を超える規模の造成 行為等の形質変更を行う場合は、京都府の許可が必 要。 また、1ヘクタール※以下でも届出が必要な場合が ある。 なお、施行区域に保安林を含めることは、解除を 受けることができる場合を除き、できない。 ※ 太陽光発電設備の設置を目的とする造成行為 等にあつては、0.5ヘクタール</p>	<p>許可：京都府京都林務 事務所 届出：産業観光局農林 振興室林業振興 課</p>

p. 42	法令等 特定都市河川浸水被害対策法	手続等の概要 概要 <ul style="list-style-type: none"> 特定都市河川浸水被害対策法により、一級河川淀川水系芥川が特定都市河川に、同河川流域が特定都市河川流域に、それぞれ指定されています（令和7年6月20日付け）。 指定区域は、以下の町の全域または一部です。西京区大原野外畑町、南春日町、石作町、出灰町、小塩町（詳細は担当課にご確認ください。） 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、市長の許可が必要です。 解説 <ul style="list-style-type: none"> 特定都市河川浸水被害対策法による宅地等とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路及び飛行場の土地のことです。 許可が必要となる面積の1,000平方メートルとは、施行区域の面積ではなく、雨水浸透阻害行為をする土地の区域の面積です。 許可に際しては、雨水流出抑制対策（雨水貯留浸透施設の設置）が必要となります。 	担当課等 建設局土木管理部 河川整備課	(追記)	一級河川淀川水系芥川流域が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されたことに伴い追記						
p. 43	手続に必要な書類の作成要領 別表4				・運用として求めているものを明記 ・文言修正						
内容		宅地造成及び特定盛土等許可申請 土石の堆積許可申請		内容		宅地造成及び特定盛土等許可申請 土石の堆積許可申請					
	様式	書類名	備考			様式	書類名	備考			
④	—	③の土地及び建物の登記全部事項証明書※2	仮換地の指定がされた土地区画整理事業施行区域内の場合については、仮換地底地証明書を添付し、仮換地の底地についても土地の全部事項証明書を添付すること。 登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;">事前審査時には、当該地についても、登記事項要約書や登記情報提供サービスによるものでも可能。</div>	○	○	④	—	③の土地建物登記全部事項証明書※2	区画整理事業施行区域内の場合は仮換地底地証明書を添付すること。 登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。	○	○

p. 44	⑩	京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式	誓約書	工事主が法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載の役員（取締役、監査役、 会計監査人 、会計参与等）全員（役員が法人の場合はその代表者）が暴力団員でない旨の誓約が必要です。 支所（支社、支店等）が申請する場合は、本所（本社、本店等）の役員全員及び当該支所の業務を統括する者（支配人、支店長、営業所長、事務所長等）が暴力団員でない旨の誓約が必要です。	○	○	⑩	京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式	誓約書	工事主が法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載の役員（取締役、監査役、会計監査人、会計参与等）全員（役員が法人の場合はその代表者）が暴力団員でない旨の誓約が必要です。 支所（支社、支店等）が申請する場合は、本所（本社、本店等）の役員全員及び当該支所の業務を統括する者（支配人、支店長、営業所長、事務所長等）が暴力団員でない旨の誓約が必要です。	○	○	会計監査人は会社法上の役員ではないため削除
p. 44	※1 委任日前3箇月以内かつ、許可申請日前1年以内 ※2 許可申請日前3箇月以内。 <u>原本還付が必要な場合は、写しを提出し、原本を提示してください。</u> ※3 同意日前3箇月以内。ただし、許可申請日前1年以内に限る。			※1 委任日前3箇月以内かつ、許可申請日前1年以内 ※2 許可申請日前3箇月以内。 ※3 同意日前3箇月以内。ただし、許可申請日前1年以内に限る。			原本還付可能な図書について明記						

手続に必要な図面の作成要領

初めて提出する図面には当初と記載してください。1回目の変更許可で提出する図面には第1回変更と記載してください。以降、同様（例：2回目の変更→第2回変更）。

図面番号	図面の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
③	土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	1/500以上	<ol style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 盛土又は切土の色分け、盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土の土量 20mごとに縦横断線と測線番号（土地の断面図と対照） 崖（のり面を含む）、擁壁、崖面崩壊防止施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置、延長、形状、高さ及び名称 道路の位置、形状、幅員、延長、勾配及び名称 道路の中心線、測点及び計画高 排水施設の位置、形状及び流水方向 計画地盤の流水方向 土地の形状及び計画高 洪水調節池、沈砂池等の位置、形状及び名称 その他の構造物の位置、形状、規模及び名称 B. M. の位置及び高さ 周辺道路、排水施設との接続関連 地形（現況線） 18 工事概要 18 凡例 	<ol style="list-style-type: none"> 図面番号②「地形図」を使用すること。 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 切土の場合は淡黄色、盛土の場合は淡緑色に色分けすること。 縮尺については、大規模な場合は別途指示する。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 <u>荷重制限区域を設ける場合は、その範囲を明記すること。</u>

手続に必要な図面の作成要領

図面番号	図面の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
③	土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	1/500以上	<ol style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 盛土又は切土の色分け、盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土の土量 20mごとに縦横断線と測線番号（土地の断面図と対照） 崖（のり面を含む）、擁壁、崖面崩壊防止施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置、延長、形状、高さ及び名称 道路の位置、形状、幅員、延長、勾配及び名称 道路の中心線、測点及び計画高 排水施設の位置、形状及び流水方向 計画地盤の流水方向 土地の形状及び計画高 洪水調節池、沈砂池等の位置、形状及び名称 その他の構造物の位置、形状、規模及び名称 B. M. の位置及び高さ 周辺道路、排水施設との接続関連 地形（現況線） 工事概要 凡例 	<ol style="list-style-type: none"> 図面番号②「地形図」を使用すること。 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 切土の場合は淡黄色、盛土の場合は淡緑色に色分けすること。 縮尺については、大規模な場合は別途指示する。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。

・許可後の審査済印の押印を廃止することによる運用の変更（※令和8年8月1日以降に本申請するものについて適用）
・土地の平面図に表示すべき事項及び備考を修正

p. 47	⑤ 排水施設の平面図	1/500以上	1 縮尺 2 方位 3 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 4 排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内のり寸法、流水方向及び勾配 5 吐口の位置、形状及び高さ 6 放流先河川、水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位） 7 計画地盤の流水方向 8 流量計算書との照合符号 9 排水管を公共下水道に接続する場合にあっては、その位置、構造及び系統名称 10 道路その他の公共・公益的施設及び宅地等の位置、形状及び計画高 11 洪水調整池、沈砂池等の位置、形状、規模及び名称 12 工事概要 13 凡例	1 図面番号②「地形図」を使用すること。 2 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 3 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 4 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 5 排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続（改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで）についての関係図書を添付すること。 6 のり面、がけ面及び擁壁の位置及び形状を明示すること。	⑤ 排水施設の平面図	1/500以上	1 縮尺 2 方位 3 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 4 排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内のり寸法、流水方向及び勾配 5 吐口の位置、形状及び高さ 6 放流先河川、水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位） 7 計画地盤の流水方向 8 流量計算書との照合符号 9 排水管を公共下水道に接続する場合にあっては、その位置、構造及び系統名称 10 道路その他の公共・公益的施設及び宅地等の位置、形状及び計画高 11 洪水調整池、沈砂池等の位置、形状、規模及び名称 12 工事概要 13 凡例	1 図面番号②「地形図」を使用すること。 2 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 3 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 4 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 5 排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続（改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで）についての関係図書を添付すること。 6 のり面、がけ面及び擁壁の位置及び形状を明示すること。	記載すべき内容を修正
p. 48	⑧ 土地の断面図	1/500以上	1 縮尺 2 縦横断線と測線番号 3 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 4 基準線（D. L.） 5 現地盤高と計画地盤高 6 切土及び盛土の色分け、盛土の最大高さ 7 崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状 8 法面の形状、高さ及び勾配 9 計画地盤面の流水方向 10 凡例	1 縦横とも同じ縮尺を用いること。 2 土地の平面図と縮尺を合わせること。 3 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 4 盛土の最大高さ断面で断面図を作成すること。測線間隔は、20mを標準とし、高低差の著しい箇所等は測点を追加すること。 5 切土は淡黄色、盛土は淡緑色で色分けすること。 6 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 7 荷重制限区域を設ける場合は、その範囲を明記すること。	⑧ 土地の断面図	1/500以上	1 縮尺 2 縦横断線と測線番号 3 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 4 基準線（D. L.） 5 現地盤高と計画地盤高 6 切土及び盛土の色分け、盛土の最大高さ 7 崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状 8 法面の形状、高さ及び勾配 9 計画地盤面の流水方向 10 凡例	1 縦横とも同じ縮尺を用いること。 2 土地の平面図と縮尺を合わせること。 3 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 4 盛土の最大高さ断面で断面図を作成すること。測線間隔は、20mを標準とし、高低差の著しい箇所等は測点を追加すること。 5 切土は淡黄色、盛土は淡緑色で色分けすること。 6 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。	備考を修正

p. 50	④ 公図 (合成公図) (字限図) (許可申請日前3箇月以内)	1 方位 2 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 3 施行区域内の土地及びその周辺の町名と地番 4 施行区域内の土地及びその周辺の所有者名	1 法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。法務局備付け地図や登記記録された情報をもとに、当該地及び隣接地の所有者名、町名、方位を記入し、区域を赤線で囲むこと。 2 作成年月日を記入し、作成した者の氏名を記載すること。 3 仮換地の指定がされた土地区画整理事業の施行地区区域内においては、仮換地指定図を添付もとに作成すること。 4 当該地及び隣接地を包含する法務局発行の地図証明書の原本(申請日前3箇月以内のもの)を添付すること。原本還付が必要な場合は、写しを提出し、原本を提示してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">事前審査時には、当該地及び隣接地の法務局発行の地図証明書は不要。</div> 5 複数の公図に跨る場合は、合成公図を作成し、作成年月日及び作成した者の氏名を記載すること申請地(隣接地を含む)全体を1枚に合成し作成すること。	④ 公図 (字限図) (許可申請日前3箇月以内)	1 方位 2 工事をする土地の区域の境界及び施行区域の境界 3 施行区域内の土地及びその周辺の町名と地番 4 施行区域内の土地及びその周辺の所有者名	1 法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 2 土地区画整理事業の施行地区内においては、仮換地指定図を添付すること。 3 複数の公図に跨る場合は、合成公図を作成し、作成年月日及び作成した者の氏名を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原本還付可能な図書について明記 ・添付書類について明記。
		注1 図面の大きさは、原則としてA2判とすること。				注1 図面の大きさは、原則としてA2判とすること。	

p. 61	資料2			資料2			<ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 ・運用として求めているものを手引に明記 	
<input type="checkbox"/>	④	土地及び建物登記の全部事項証明書	○ △	<input type="checkbox"/>	④	土地建物登記全部事項証明書		○ △
<input type="checkbox"/>		計算書	○ △	<input type="checkbox"/>		計算書		○ △
		土量計算書	○ △			土量計算書		○ △
		構造物設計計算書及び安定計算書	○ △			構造物設計計算書及び安定計算書		○ △
	流量計算書	○ △		流量計算書	○ △			
<input type="checkbox"/>		防災措置説明書	○ △	<input type="checkbox"/>		現況写真	○ ○	
<input type="checkbox"/>		現況写真	○ ○			工事をする土地の区域の表示は、境界を赤色線で囲み、施行区域の表示は、境界を赤色破線で囲むこと。撮影場所記載図を添付すること。	○ ○	
<input type="checkbox"/>		Z折又は図面袋	○ ○			A4サイズ 表に図面内容目次記載	○ ○	